



議案第一号

三朝町室課設置条例の一部を改正する条例について

三朝町室課設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十一年一月二十四日 提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾 四年 正月 露 四日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

二朝町室課設置条例の一部を改正する条例

三朝町室課設置条例（昭和三十四年三朝町条例第七号）の一部を

次のように改正する。

第一条中

出納室

総務課

財政課

税務課

評価室

厚生課

農林課

観光土木課

水道課

出納室

総務課

財政課

税務課

厚生課

農林課

建設課

観光商工課

を

に改める。

附 則

この条例は、昭和四十一年二月一日より施行する。